

会津若松地方広域市町村圏整備組合制限付一般競争入札に係る審査要領

(平成20年1月29日決裁)

(平成20年10月16日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）が制限付一般競争入札の方法により発注する工事、測量、設計及び印刷業務の入札における入札参加資格の審査の方法について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審査の対象)

第2条 組合は、開札後において入札参加申込を行った者で、次の各号のいずれかに該当する者を除いたもののうち、最低入札価格の者を第1落札候補者とし、当該者について入札参加資格の審査を行う。当該審査の結果、第1落札候補者が入札参加資格要件を満たさない場合には、当該者の入札を無効とし、最低入札価格に次いで低い価格で入札を行った次順位落札候補者について資格審査を行う。当該審査の結果、次順位落札候補者の入札が無効となった場合には、以下同様に次順位落札候補者に対し資格審査を行うものとする。

- (1) 開札前に入札参加資格要件のうち業者登録要件、工種又は業種登録要件及び地域要件を満たさないため入札が無効となることが判明した者
- (2) 入札書又は価格内訳書の不備により入札が無効となった者
- (3) 入札額が予定価格を超過し失格となった者又は最低制限価格若しくは低入札価格調査の失格基準価格に達しないため失格となった者

(審査関係書類の提出)

第3条 組合は、入札終了後に遅滞なく前条に定める資格審査の対象となる落札候補者に対し、次の各号に掲げる発注業務の区分に応じ、当該各号に定める審査関係書類を提出するようファックスにて通知するものとする。ただし、審査関係書類を必要としない場合はこの限りでない。

- (1) 工事 入札参加資格審査調書（第1号様式）
- (2) 工事関係委託業務 入札参加資格審査調書（第2号様式）
- (3) 一般委託業務 入札参加資格審査調書（第3号様式）
- (4) その他組合が提出を求めるもので、入札参加資格審査に必要な書類

2 前項の規定により、組合から審査関係書類の提出について通知を受けた落札候補者は、通知後、組合が指定した日時までに、公告において指定するファックス番号宛に当該書類を送信するとともに、送信後に必ず組合契約担当課へ電話連絡し、到着の有無の確認を行わなければならない。

(入札の無効)

第4条 第2条の規定により、資格審査の対象となった落札候補者が、前条第2項に定める方法により提出期限までに審査関係書類を提出しなかった場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月29日より施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。